

予算決算常任委員会会議録

令和6年9月17日（火）

令和6年9月17日（火）午前10時00分から予算決算常任委員会を第一委員会室に招集した。

○ 出席した委員は、次のとおりである。

委員長	丸山 国一	副委員長	矢崎 友規
委員	中村 勝彦		日向 正
	岡部紀久雄		廣瀬 明弘
	高畑 一幸		青柳 好文
	高野 浩一		飯島 孝也
	小林真理子		相沢 俊行
	佐藤 浩美		有賀 公子
	荻原 哲也		

○ 欠席した委員

委員 小野 公秀

○ 委員以外で出席したものは、次のとおりである。

議長 平塚 悟

○ 説明のため出席したものは、次のとおりである。

政策秘書課長	前田 政彦
総務課長	手塚 秀司
財政課長	田口 俊
市民課長	土橋 美和
環境課長	坂本 豊
福祉総合支援課長	志村 裕喜
介護支援課長	町田 享子
子育て支援課長	矢口 成彦
健康増進課長	武藤 陽子

観光商工課長	廣瀬 仁			
農林振興課長	丹澤 英樹			
建設課長	野田 一寿			
教育総務課長	清水 修			
生涯学習課長	小林 好彦			
上下水道課長	杣野 栄			
ぶどうの丘支配人	大村 山治			
議会事務局・ 監査委員事務局長	中村 賢一			
政策秘書課	林 正樹	笹本 正和	廣瀬 亮	
総務課	三枝 俊和	新田 照人	樋口 透	
財政課	山本 昌康			
市民課	村松 奈々			
環境課	森 一幸			
福祉総合支援課	小倉 真			
介護支援課	内藤 智子	雨宮久美子		
子育て支援課	雨宮明日香	向山 映子		
健康増進課	土屋 和生			
観光商工課	金子 猛			
農林振興課	八巻 一也	有賀 博	石原 久誠	
建設課	名取 伸二	中村 憲史		
教育総務課	高石 宏満			
生涯学習課	田辺 秀典	森 なおみ	三谷 町子	
ぶどうの丘	山下 政仁			

- 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局 書記 姫野 敏樹 清雲 敬祐

- 会議に付された案件は、次のとおりである。

議案第60号 令和6年度甲州市一般会計補正予算（第4号）

議案第61号 令和6年度甲州市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第62号 令和6年度甲州市診療所事業特別会計補正予算（第1号）

- 議案第63号 令和6年度甲州市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第64号 令和6年度甲州市居宅介護予防支援事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第65号 令和6年度甲州市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第66号 令和6年度甲州市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第67号 令和6年度甲州市勝沼ぶどうの丘事業会計補正予算（第1号）
- 議案第68号 令和6年度甲州市勝沼病院事業会計補正予算（第1号）

〔開会 午前10時00分〕

- 委員長（丸山国一君） 皆さん、おはようございます。ご苦労さまです。

初めに、議会広報編集委員会から撮影の申出があり、これを許可しておりますので、ご承知おき願います。

なお、小野委員より欠席の申出がありますので、ご承知おきください。

ただいまの出席委員15人、定足数に達しておりますので、これより予算決算常任委員会全体会を開会いたします。

議長挨拶

- 委員長（丸山国一君） 議長が見えておりますので、挨拶を受けます。
- 議長（平塚 悟君） おはようございます。

三連休明けということもございますが、今日も蒸し暑くて、まだまだ残暑というか、今週、お彼岸に入るわけではありますが、暑さ厳しい折の中、皆さん、体調にはくれぐれも気をつけていただきたいと思います。

私ごとではございますが、ちょうど三連休ですね、私、勝沼在住ということもありまして、非常に大勢の観光客のお客様が旬のフルーツ、ブドウを求めて大勢お越しいただいております。ただ、旧甲州街道沿いで大きな事故もあったり等、皆さんくれぐれももらい事故等には気をつけていただければなというところであります。

さて、本日は、予算決算常任委員会に審査を付託した補正予算案9件について審査をしていただくわけではありますが、先週の常任委員会に条例案と関連した予算案も提案されているところであります。皆さん、慎重審査よろしくお願い申し上げまして、一言ご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

開 議

- 委員長（丸山国一君） それでは、これから本日の会議を開きます。

本日の議題につきましては、8月28日の本会議において当委員会に審査を付託された補正予算案9件について審査をお願いします。

なお、説明は9月11日に行っておりますので、本日は質疑から行います。

議案60号

- 委員長（丸山国一君） それでは、議案第60号 令和6年度甲州市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

まず、第1表 歳入歳出予算補正のうち、歳入全款についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

飯島委員。

- 委員（飯島孝也君） 歳入、県補助金の4目農林水産費県補助金というところで、すももの産地競争力強化支援事業費補助金が減の補正になっていますけれども、対照的にももの産地競争力強化支援事業費補助金は増額というふうになっていますけれども、スモモはやはりなかなか農家の人たちに周知が進まないのか、その減額の背景というんですかね、お聞かせいただけますか。

- 委員長（丸山国一君） 田口財政課長。

- 財政課長（田口 俊君） お答えをさせていただきます。

詳しくは歳出の減額のほうで聞いていただいておりますけれども、私のヒアリング等で課長から聞いた話ですと、当初見込みよりも申請が少なかったということになります。

この内容につきましては、優良品種への改植事業等への補助ということになりますけれども、詳細につきましては、担当課長のほうから説明をさせていただきます。

- 委員長（丸山国一君） 丹澤農林振興課長。

- 農林振興課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

先ほど田口課長が申し上げたとおりでございまして、当初の予算を組むときは暫定的に数字を計上させていただきましたが、実際にJAを通じて募集を募ったところ、件数が少なかったものでございます。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） 飯島委員。
- 委員（飯島孝也君） 歳出のところでももちろんやっているんですが、減額してしまうということなので、もったいないというふうに思います。できれば、これは高級品種等への改植を推進していくような補助金ですので、スモモ農家の方も甲州市内にはいらっしやいますので、情報発信等していただいて、活用が進むように対策をまたお願いしたいと思います。
- 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございますか。
小林委員。
- 委員（小林真理子君） 11款1項1目の地方交付税が、国のほうで確定したということで今回57億5,562万9,000円なんですが、令和5年度の決算と比較すると2億円減ということで、この減要因というのは何かあるんですか。
- 委員長（丸山国一君） 田口財政課長。
- 財政課長（田口 俊君） お答えさせていただきます。
今現在この交付決定額でございます。毎年、追加交付がこの後ございますので、それを含めて決算の比較ということになりますので、今現在ですと交付決定額がこの金額であるというところでございます。
以上でございます。
- 委員長（丸山国一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 分かりました。今後追加交付もあり得るということですね。
前にも聞いたと思うんですが、地方交付税の中に各種、甲州市が独自に取り組んでいる事業等で交付税措置プラスがのってくるというのは、やっぱりこういうのは分類して、幾らこの分がのってきているというのは分からないということですよ。
- 委員長（丸山国一君） 田口財政課長。
- 財政課長（田口 俊君） お答えいたします。
地方独自の事業が取り入れられるというようなものになりますと、特別交付税のほうではないかと思うんですが、地方交付税は統一なメニューがございまして、その中で該当するところへ数字を入れていくといったところになりますので、独自事業は特別交付税のほうで拾われてくるということになります。
以上です。
- 委員長（丸山国一君） 小林委員。

○ 委員（小林真理子君） そうすると、特別交付税のほうであれば資料をもし頂くことが可能であれば、どういう事業でこういう算定になったというのは分かるということでしょうか。

○ 委員長（丸山国一君） 田口財政課長。

○ 財政課長（田口 俊君） お答えをいたします。

今回、令和5年度の決算資料の中で、飯島委員のほうからそのような資料の請求がございましたので、細かいところまでは出せませんが、大枠でこういう事業にこういうものが当たって、このくらいの、一応算定基礎というものは出してございますので、またそれを参考にしていただければと思います。

以上です。

○ 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございますか。

佐藤委員。

○ 委員（佐藤浩美君） 14款の1項6目のところで、ぶどうの国文化館使用料ですけれども、条例では総務文教のほうだったので、ちょっと私この議論があったかどうか分からないんですけれども、ぶどうの国文化館、現状では冷房がかなり効かないような状態になっていると思うんですけれども、そういうことをきちんと、冷房等のもので快適な空間にした後に、この使用料を取れるような状態にするということではよろしいでしょうか。

○ 委員長（丸山国一君） 小林生涯学習課長。

○ 生涯学習課長（小林好彦君） お答えをいたします。

委員ご指摘のとおり、文化館、今、空調設備が故障しておりまして、今回、研修室を拡大して利用拡大を図るということで、条例の改正等も行っておるんですけれども、実際、条例の施行期日は11月1日を施行期日としております。それに間に合うように冷暖房の修繕も行いたかったんですけれども、ちょっと工事が大がかりになってしまうということで、ひとまず冷暖房については快適なもので、可能であれば使っていただくといいということで。冷暖房の使用については、他の施設と同様に使った場合は使用料の3割増しというような形を考えております。冷暖房を使わなくても、会議室としての利用は11月1日以降にできるという形で、その環境整備についてはおいおいやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○ 委員長（丸山国一君） 佐藤委員、歳出で聞ける部分ですから、歳入の部分では以上に

してもらいたいと思います。

ほかに質疑はございますか。

日向委員。

- 委員（日向 正君） 16款の県の支出金の3目の衛生費県補助金で、再配達の削減推進事業費の50万円が出ているんですけれども、これは台数とか補助比率とかに条件がついての補助金なんですか。もし、そういう条件がついていれば教えてください。

- 委員長（丸山国一君） 田口財政課長。

- 財政課長（田口 俊君） お答えさせていただきます。

再配達削減推進事業費補助金、こちらでございしますが、甲州市でいいますと、宅配ボックスの補助に充当しているところがございます。こちらは負担割合につきましては、県が4分の1、市町村が4分の1、自己負担2分の1という形になっておりまして、1世帯当たりの上限額は5,000円ということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

- 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございますか。

（発言する者なし）

- 委員長（丸山国一君） 歳入全款についての質疑を打ち切ります。

次に、歳出に入ります。

第1款議会費についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（丸山国一君） 第1款議会費についての質疑を打ち切ります。

次に、第2款総務費についての質疑を行います。

相沢委員。

- 委員（相沢俊行君） 2款1項7目地域創生推進事業費副業人材活用事業250万円なんですけれども、るる説明も聞いているんですけれども、総務省のほうで国が給与されるというふうに思うんですが、まず補助率がどのくらいになっているのか。それから、下半期の6か月だと思うんですね、250万円が。そうすると、大体何人をこれは雇用して、そして、私の理解では、いわゆるデジタル人材を中心にした、そういった技能、スキルをお持ちの方が副業で、東京にいても業務ができるのだというふうなお話なんですけれども、副業人材の活用の事業のその中身、それから、何人くらいで、補助率は2分の1

なのか3分の1なのか、その辺をまずお尋ねいたします。

○ 委員長（丸山国一君） 前田政策秘書課長。

○ 政策秘書課長（前田政彦君） 委員の質問にお答えをいたします。

今回の移住定住推進事業費の250万円につきましては、県のほうで6月の補正におきまして、人口減少対策支援事業費補助金を創設いたしました。県単事業でございまして、補助率は2分の1でございます。

事業の内容につきましては、雇用拡大に向けた副業人材活用制度の導入支援事業ということで、6月の議会におきまして、副業人材の市単バージョンでぶどうの丘にということで先行して入れさせていただいておりますけれども、このたび甲州市より後で県のほうが補助制度を創立したということを捉えまして、自ら手を上げて事業採択をいただいたものでございます。

内容的には、市内の商工業、DXとかの関係、市内の商工業者の伴走型支援ということで、今からですけれども、3社を予定して事業を執行していく予定でございます。

以上でございます。

○ 委員長（丸山国一君） 相沢委員。

○ 委員（相沢俊行君） 市内の商工業者3社がそのサービスを受けるということが分かったんですけれども、人材としては何人くらいをという、僕聞き逃したのかな、お話しされていましたか。

○ 委員長（丸山国一君） 前田政策秘書課長。

○ 政策秘書課長（前田政彦君） お答えをいたします。

1社1人で3名を予定しております。

○ 委員長（丸山国一君） 相沢委員。

○ 委員（相沢俊行君） そうすると、9名ということですね。

（「いやいや、1社1名」と呼ぶ者あり）

○ 委員（相沢俊行君） では3名ということですね、トータル3名。

事業の中身、これ初めて実際に推移する事業なんですけれども、総務省のホームページなんかを見ますと、月4日くらいでもいいのだというふうなことなんですけれども、もっと言うと、企業人材、DXを中心にした人材だと思うんですけれども、フリーランサーみたいな、その会社に属さなくても、そういった人たちでも雇用されるということでも副業ということをやっているということで、そういう理解でよろしいですか。

- 委員長（丸山国一君） 休憩いたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時20分

- 委員長（丸山国一君） 再開いたします。

前田政策秘書課長。

- 政策秘書課長（前田政彦君） すみません、分かりづらくて。

相沢委員のほうは、今、国の総務省の事業も勉強されていて、その辺のことと県単の今回の新規の創設の事業はちょっと入り組んでいるのかなと思ひまして、委員さんのほうにも今言わせてもらいましたけれども、今回の事業については、県のほうで新たに人口減少対策の事業として創設したものでございまして、市町村において人口減少対策に資する先進的モデル事業ということで、県のほうでは4市町村2,000万円、1市町村500万円を上限に6月議会の補正で成立されたものでございます。

うちのほうでは、議会等でも人口減少等々一般質問もございまして、6月も補正もさせていただいたところでございますけれども、やるべきこと、できることは何でもやろうということで手を上げさせていただいて、事業採択されたものでございます。

内容的には、可決をいただければ委託業者を選定し、先ほど言ったとおり3社、例えばAの事業、Bの事業、Cの事業とあれば、それに見合った支援の方が来ていただいて、1社に1名ずつ、3社で3名の方が来て、年度末まで伴走型の支援をしていくという事業でございます。

国のほうとは全然関係なく、県単事業を市が手を上げてやっていく事業でございます。

よろしくお願いします。

- 委員長（丸山国一君） 相沢委員。

- 委員（相沢俊行君） ありがとうございます。

県単事業ということで了解いたしました。人口増、それから経済活性化につながるということで期待しております。

ちなみにパラレルで、これ総務省のほうに同じような人材派遣の事業があるんですけれども、そちらのほうにも本市は、追加ですけれども。それはやっておられるという確認でよろしいですね。

- 委員長（丸山国一君） 前田政策秘書課長。

- 政策秘書課長（前田政彦君） お答えをさせていただきます。

6月の補正で地域活性化起業人制度、ご議決をいただいておりますので、準備に向けて今、取り組んでいるところでございます。よろしくお願いします。

- 委員長（丸山国一君） 小林委員。

- 委員（小林真理子君） 今の副業人材活用事業の期間と、あと委託業者を選定するというのは、委託業者って3社を選定することなのか、その3社を選定する業者を、委託業者を選定するのかお伺いできますか。

- 委員長（丸山国一君） 前田政策秘書課長。

- 政策秘書課長（前田政彦君） お答えをさせていただきます。

事業的には年度末の県単事業ですので、年度末までやって、実績報告を出す形でございます。業者の選定については、小林委員が言った後者のほうですね。委託業者を選定し、その業者がそれぞれに合うマッチングをしていく、先ほどのABCの会社に1社に1名ずつという流れになります。

- 委員長（丸山国一君） 小林委員。

- 委員（小林真理子君） そうすると、選定するための業者を選定するまでの期間もあるので、開始はいつからで、年度末終わりは分かったんですけども、開始はいつですか。

- 委員長（丸山国一君） 前田政策秘書課長。

- 政策秘書課長（前田政彦君） 議会終了後、10月から委託業者のほうの選定に入って、業者が決まって、その間に商工会等も打合せをさせていただきながら、支援をしたい業者、3社までですので、取りあえず。それ以上あった場合は調整をしていただいて、3社に対して支援をして年度末まで。来年以降も効果があるようであれば、また手を上げてどんどん活性化のために進めていきたいと思います。

- 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございませんか。

小林委員。

- 委員（小林真理子君） 2款1項7目の中の市民バス代替バス運行費のこのバス停追加に係る費用というのは何のための予算なのかをお伺いします。

- 委員長（丸山国一君） 土橋市民課長。

- 市民課長（土橋美和君） お答えいたします。

市民バス利用者の実態調査と、それから民生委員・児童委員に対するアンケートを実施した結果で、縦断バスのダイヤの改定と、それからバス停の増設を2か所行うことにい

たしました。

バス停のほうが小佐手地内のナカヤさんの前に。高齢者などから買物に行きたいのに勝沼病院で降ろされてしまうので、ナカヤまで歩くのは大変なので、そこに設置してほしいという要望もありまして、そちらのほうに。あと、警察署の塩山分署前、西広門田地内ですけれども、そちらのほうに現在もバス停のほうはございますが、縦断線が止まらないので、縦断線を止めることにいたしました。

以上でございます。

- 委員長（丸山国一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） そうすると、この20万9,000円でバス停の増設もして、ダイヤ改定をした印刷費も出すんでしょうか。
- 委員長（丸山国一君） 土橋市民課長。
- 市民課長（土橋美和君） こちらの補正を今回させていただく金額のほうですが、バスの中のアナウンスのテープの作り直しというか、そういったものと、あと表示ですね。バス停を新たに表示するもの、バス内に表示をするための改修という形になります。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） そうすると、すぐにバス停が増設されるわけではなくて、いつから、このダイヤ改定とバス停増設はいつから使用可能になるのかお願いします。
- 委員長（丸山国一君） 土橋市民課長。
- 市民課長（土橋美和君） ダイヤ改定とバス停増設は11月1日から行う予定であります。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） さっきのお話だと、バス停を立てるための予算は入っていないですけれども、でも、11月1日からなんですね。
- 委員長（丸山国一君） 土橋市民課長。
- 市民課長（土橋美和君） バス停自体は、既にもう過去のものがあって、それに付け替えるだけになりますので、時刻表を付け替えてバス停を作るだけになりますので。新たにバス停自体を作るための予算ではなくて、社内のアナウンス用のまた録音し直しとか作り直しのための予算でございます。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） ちょっと要望なのですが、バス停、やっぱり座って待っていたという方も多くいらっしゃるって、もし可能であれば、腰かけるものを置ければと思いますので、ご検討ください。
- 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございませんか。
飯島委員。
- 委員（飯島孝也君） 小林委員の質問の確認ですけれども、バス停とバス停増設ダイヤ改正については、特に予算を必要としないということによろしいですか。11月1日にスタートするということですから、予算は特に必要としないということで、アナウンスを更新するだけで、特にほかには予算を必要としないということですか。
- 委員長（丸山国一君） 土橋市民課長。
- 市民課長（土橋美和君） お答えいたします。
アナウンスのほうは改めて作り直さなければならぬですけども、バス停自体は既存のものがございますので、それをバス停をつくって付け替えるだけで済むので、そこは特に予算は必要ないです。
- 委員長（丸山国一君） 飯島委員。
- 委員（飯島孝也君） バス停増設ということで、増設を実際に乗る人たちに知ってもらったりとかということで、例えば先ほどちょっと質問で出ましたけれども、印刷をし直すとか、そういうダイヤ改定というか、バス停増設に伴った経費みたいなものは特にアナウンス更新以外は必要としないということによろしいですか。
- 委員長（丸山国一君） 土橋市民課長。
- 市民課長（土橋美和君） それだけのために特別必要になる金額、それほどの金額はない。現在あるもろもろの経費の中でやりくりはできる状態であります。
以上です。
- 委員長（丸山国一君） 飯島委員。
- 委員（飯島孝也君） 分かりました。ありがとうございます。
総務費1目の一般管理費の中で刑法・例規整備支援業務委託というのがありますけれども、委託先というのはどういうところを想定して、どんな業務を委託するんでしょうか。
- 委員長（丸山国一君） 手塚総務課長。
- 総務課長（手塚秀司君） お答えいたします。

刑法等の一部を改正する法律につきましては、令和4年6月17日に公布されておりまして、その施行日については、3年以内の政令で定める日とされておりまして、それが来年の6月1日と、国でこの間、規定されました。これにつきましては、今回委託する内容としましては、この改正に伴いまして、懲役刑と禁固刑というのが廃止されて、拘禁刑というのが新たに創設されます。

その関係で、市の条例の中で罰則規定がある例規については一旦、洗い出しをしなければならないという中で洗い出しをさせてもらって、それについては、今後は市に規定されている罰則規定について、それが適当なのか、変えたほうがいいのか、変えなくていいのかということについては、検察庁に協議しなければならないんですね。その関係がありますので、それを委託させてもらうということでございます。

委託業者については、まだ決定しているところではございません。

- 委員長（丸山国一君） 飯島委員。
- 委員（飯島孝也君） 業者名というよりは、例えば総務課にも例規担当というか、そういう方はいらっしゃるんですけども、そのチェックだけではなくて、専門の方というところ、どういうところが委託先として考えられるのかということちょっと聞きたいなと思ひまして、お願いします。
- 委員長（丸山国一君） 手塚総務課長。
- 総務課長（手塚秀司君） お答えします。

全体説明のときに財政課長が説明したとおり、おおむね800ほどの例規が今のところ想定されていますので、とても人力でやるのはちょっと大変だということで、今考えている業者としましては、市の例規整備をお願いしているところが候補として上がるのかなとは思っています。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございませんか。
(発言する者なし)
- 委員長（丸山国一君） 第2款総務費についての質疑を打ち切ります。

次に、第3款民生費についての質疑を行います。

初めに、質疑の通告がありますので、挙手をお願いいたします。

それでは、佐藤委員、お願いします。

- 委員（佐藤浩美君） お願いします。

まず、私、3款3項1目について質疑を申し入れておりましたけれども、これについては質問を取り下げます。

- 委員長（丸山国一君） 3款3項1目の生活保護費総務費については取下げを行います。
それでは、民生費についての質疑を行います。

小林委員。

- 委員（小林真理子君） 3款2項1目の病児・病後児保育利用料減免の市は2分の1補助ということなのですが、申請方法はどのようになるのかお願いします。
- 委員長（丸山国一君） 矢口子育て支援課長。
- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えをいたします。

病児・病後児保育事業ということで、病気をした回復期のお子さんを保育所で見るということで、これ自体は千野保育所でこの事業をやっているわけなんです、1回当たりの負担金2,000円、利用者のほうは負担していただいているところなんです、本事業を実施することによって、県と市で1,000円負担を補助する形にしますので、実際の個人負担は1,000円で済むというような内容の事業でございます。

- 委員長（丸山国一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） そうすると、利用する方は1,000円だけ払えばいいと。何か申請をして償還してもらうわけでもなくて、利用したときに1,000円払うということですね。
- 委員長（丸山国一君） 矢口子育て支援課長。
- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えいたします。

委員がおっしゃるように、利用者のほうで園のほうに1,000円お支払いするという形になりますので、特に申請をしていただくとか、市のほうに納めていただく、そういった内容ではございません。

- 委員長（丸山国一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） そうすると、サービスを提供している園のほうは、どういうタイミングで今度、市に申請をしてくるんでしょうか。
- 委員長（丸山国一君） 矢口子育て支援課長。
- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えをいたします。

園のほうからは、利用した件数に応じて市のほうに請求をしていただきます。市のほうで、その不足分を園のほうにお支払いするというような内容になります。

- 委員長（丸山国一君） 小林委員。

- 委員（小林真理子君） そのタイミングを、随時でいいのか、月に1回とかなのか、お願いします。
- 委員長（丸山国一君） 矢口子育て支援課長。
- 子育て支援課長（矢口成彦君） 休憩をお願いします。
- 委員長（丸山国一君） 休憩いたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時38分

- 委員長（丸山国一君） 再開いたします。
矢口子育て支援課長。
- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えいたします。
毎月請求をいただきますので、月ごとの請求でお支払いするという形になります。
- 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございますか。
小林委員。
- 委員（小林真理子君） 3款2項4目の塩山西児童館の工事、入り口工事ということなのですが、工事中の児童館のほうの利用についての対応をお伺いします。
- 委員長（丸山国一君） 矢口子育て支援課長。
- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えいたします。
工事中の児童の安全の面についてですが、西の児童クラブにつきましては、北側に非常口がありますので、工事中につきましては、安全確保ということで、利用時の出入口は北側の非常口から案内できるような形で対応を取りたいと思います。
- 委員長（丸山国一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 3款1項2目の塩山保健福祉センターの修繕費について伺います。男子トイレの修繕の理由と電話線取替えの理由というのをお願いします。
- 委員長（丸山国一君） 武藤健康増進課長。
- 健康増進課長（武藤陽子君） お答えいたします。

まず、男子トイレの修繕でございますけれども、1階男子トイレ内の小便器が自動フラッシュと言って、前に立って離れるときに自動で水洗が流れますが、これが故障いたしました。平常時は大丈夫なんですけれども、停電から復旧した際にセンサーが誤作動を起こすということがこの夏に確認されました。よって、これに対応するための修繕工事

ということでございます。

もう一つ、電話線のほうでございしますが、今年度当初予算に計上させていただきまして、塩山保健福祉センターの漏水工事のほうを行わせていただいています。この工事に伴いまして、地中に埋められていました電話線を一時的に仮回線ということで、地上を這う形で設置をして、漏水工事のほうは無事に完了しております。今回は、漏水工事のほうが終わりましたので、仮回線になっています電話線のほうを恒久的な電話線の再設置ということで新たに予算が必要になりまして、補正計上をさせていただいたものであります。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございますか。

それでは、議長、どうぞ。

- 議長（平塚 悟君） すみません、3款2項2目児童措置費のことで、説明の中で児童手当法の改正によって児童手当が拡充される、6月に国のほうで改正されましたんで。今度、保護者の所得の制限が撤廃されるということですから、撤廃されて対象者というのがどのぐらいいらっしゃるのか。また、第3子以降は拡充されるということなので、その対象者というのはどのぐらい市内にはいらっしゃるのかということで、確認はもう取れているのかどうかお伺いいたします。

- 委員長（丸山国一君） 矢口子育て支援課長。

- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えをいたします。

第3子の見込みなんですが、受給者総数が今3,564人、そのうちの新規、高校生以上を756人を見込んでおります。所得分の撤廃による増ですが、そこを379件を見込んでおるところです。

- 委員長（丸山国一君） 平塚議長。

- 議長（平塚 悟君） 高校生も今度増えるということで、見込みというところは、もう既にちゃんと調査しているということですから、今後その事務事業に関わって、何か再度この調査というか、事務事業の進め方というんですかね、対象者に対してどのようなアナウンスをしていくのか。また、いつから受給が開始になるのか、手当が手厚くなるのかというところで、どのように進めていくのか。また、対象がいつから、この改正された児童手当が支給されることになるのかということで、スケジュールというのはどうなっているのかお伺いします。

- 委員長（丸山国一君） 矢口子育て支援課長。
- 子育て支援課長（矢口成彦君） お答えをいたします。

この制度改正につきましては、まず、既にホームページのほうには掲載しておるところでございます。この8月末に児童手当受給者、または受給停止になっている方も併せまして勧奨の通知のほうを約2,000通送付したところでございます。この新規の方の受付につきましては、9月末までということで、今、窓口のほうで対応しておるところでございます。

この制度につきましては、10月1日から施行するということで、実際の手当の支払いは12月を予定しております。

なお、令和7年3月31日までは、申請をすれば令和6年10月分からの手当を遡及して受給する対応ができるということでアナウンスをしているところでございます。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございますか。

（発言する者なし）

- 委員長（丸山国一君） 第3款民生費についての質疑を打ち切ります。

それでは次に、第4款衛生費についての質疑を行います。

質疑の通告がありますので、挙手をお願いいたします。

佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） お願いします。

4款1項1目環境保全費について、ゼロカーボンシティの推進事業の現在までの状況と、増額の理由については、資料で丁寧にありがとうございました。大体のことは分かりましたけれども、算定の根拠等は分かりました。

ただ、当初予算の委員会で、見込みを80件というふうに見込んでいたと思うんですけれども、4月から7月の申請件数から100件分を補正分として推定したということですので、県との関係もあると思うんですけれども、4月から7月まで何件あって、今後100件という、その見込みが必要だというふうに思ったのかということで、4月から7月まで申請件数がかかなり多かったから、ここで100件という補正をしたのかということのを伺いたいと思います。

- 委員長（丸山国一君） 坂本環境課長。
- 環境課長（坂本 豊君） お答えいたします。

申請件数につきましては、すみません、直近という形で9月までの件数を把握しておるところですけれども、9月10日に確認したところ、宅配ボックスの申請件数が103件ございました。積算したときの状況といたしましては、月で大体12件ほどの申請があるという形で、今後、その後の申請件数、ちょっと補正等あれなんですけれども、月数を掛けた上で100件ほどが見込まれるというふうに想定をさせていただいたところで、現状、宅配ボックスにつきましては103件の申請をいただいているというところでございます。

- 委員長（丸山国一君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） ありがとうございます。

当初で80件というふうに予想していたとすると、もしもですね。現在、9月10日で103件ということから、その差の23件はもしかしたら、また去年のように、いっぱいになりましたから駄目でしたというふうにやられるつもりだったということですか。

- 委員長（丸山国一君） 坂本環境課長。
- 環境課長（坂本 豊君） お答えいたします。

以前、6月の際にもちょっと委員会の中でも発言させていただいたんですけれども、県の補助金があるということはある程度想定ができておりましたので、この時点で実数を把握をしながら、増額のほうをお願いしたいというふうに検討しておりましたので。ちょっとその分について、予算の枠内というところでは動かしてはおるんですけれども、そういったところで打ち切りというふうな想定をしていたわけではなくて、こちらの今回の増額のお願いを想定した上で、進めていたというふうに判断をしております。

- 委員長（丸山国一君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） この宅配ボックス、前にもその話題が出ていましたけれども、甲州市は他に先んじてやっていて、県が後追いということで、先ほどの何とか人材ではないですけれども、そういうことになっていて、とてもよいことだと思うんですけれども、そうすると、かなりそういう新聞等にも出たりということで、宣伝もかなり行き届いて、もしかしたら今年度中にさらに100件分を補正したけれども足りないということになったら、そうしたら、そこはどのようにされるということでしょうか。
- 委員長（丸山国一君） 坂本環境課長。
- 環境課長（坂本 豊君） お答えいたします。

こちらについては、補正後の様子を見てもないと言えないんですけれども、基本的には予算の中でという形になりますので、12月に補正をお願いするべきなのかどうなの

かというところを状況を見ながら判断をさせていただきたいというふうに思っておりますが、私ども今回の見込みの中で対応が可能だというふうに想定をして今回増額をお願いしているところでございます。

○ 委員長（丸山国一君） 佐藤委員。

○ 委員（佐藤浩美君） 分かりました。

では、この中に納まるようにということで、そういう想定でやっておられるということなので、納まるように願っていますけれども、万が一、もっとどんどんということに、希望してくる方が増えたというようなことになったら、冷たく打ち切らないで、また補正を12月なりで考えるというようなこともぜひ検討を要望して、この質問を終わります。

以上です。

○ 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございますか。よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ 委員長（丸山国一君） 第4款衛生費についての質疑を打ち切ります。

次に第6款農林水産業費についての質疑を行います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時53分

○ 委員長（丸山国一君） 再開いたします。

それでは、農林水産業費についての質疑をお願いいたします。

日向委員。

○ 委員（日向 正君） 2項林業費の林業総務管理費について、委託料についてお伺いいたします。

これは最初の説明があったときに、所有者の同意があったものというふうなご説明があったと思いますが、この所有者の同意というものを求める分母、全体でどのくらいの面積、もしくは所有者の数があって、そのうちこの同意のあったものというのはどのくらいのレベル、比率になるのか、もしくは件数になるのか分かりませんが、そこについてちょっと説明をお願いいたします。

○ 委員長（丸山国一君） 丹澤農林振興課長。

○ 農林振興課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

こちらにつきましては、森林経営管理制度が始まりまして、市内の私有林の人工林で整備を望む方に順番にアンケートを取っているところでございます。そのアンケートにお答えいただいて、お願いしたいというところが増えたので、今回補正をお願いするものなのですが、今回が5.6ヘクタールから6ヘクタールに増加したものでございます。全体的な分母は、ちょっと細かい数字は現在把握しておりませんが、今後も、あと五、六年はかけて、順次、市内の人工林の所有者にアンケートをかけて、希望とかを募っていきますので、かなりまだ10分の1ぐらいの出来高になってくるのではないかなという予想でございます。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございますか。

飯島委員。

- 委員（飯島孝也君） 農業費の1項農業費の3目農業振興費でやまなし未来応援事業費補助金不足分ということで589万5,000円が増額補正ということですが、これ機械の、資材への補助金だと思うんですが、事業計画というんですかね、1者で幾つかの経費補助というのを取れると思うんですが、どういう計画を見込んでいるのか、補助を受けようとしている事業者、どんな計画があって申請されると見込んでいるのか伺いたいです。

- 委員長（丸山国一君） 丹澤農林振興課長。

- 農林振興課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

こちらにつきましては、県の単独補助事業でございまして、CO₂削減とか環境に向けた取組、それから気候変動へ向けた取組、スマート農業の導入ですとか、そういったものに取り組む農業者を対象としております。今回の場合は、JAフルーツ山梨の生産部会の中で希望を募って、その部会ごとにどんなことをやるかというものを募ったんですが、その中で農業者がそれに必要とする機器等を、こういうものを整備したいというものの募集をかけた結果がこれになります。いろいろ、TEMPHAWKと言って、ハウス内の温度を管理して、例えばハウスというのは今、新設すると自動開閉なんですけれども、そのセンサーとかが汚れによってうまく作動しなくなったなんていうこともあるんですよ。そういったときにこのTEMPHAWKをつけておけば、自分の携帯とかに、温度が異常だよという知らせが来る。知らせが来るので行ってみたら、センサーが汚れていたから開かなかったんだ、危なかったとか、そういったものの対処とか、

いろいろあとデータも取れたりとか、そういったものに使うので、これはＪＡのハウス部会が募ってやっているものです。

そういった部会ごとでいろいろ取組をやっている、個人の農業者単体というよりも、そういったＪＡの取りまとめる生産部会等の取組によるものでございます。

○ 委員長（丸山国一君） 飯島委員。

○ 委員（飯島孝也君） 今ハウスの部会の例を出していただきましたけれども、これは今回、ＪＡの部会でそれぞれどういう未来の農業をやっていかうかということで、それぞれの部会が計画を考えて、それをまとめて経費として落とし込んだ台数、こういう形でまとめられたと思うんですけれども、今、ハウス部会の例が出ましたけれども、ほかの例とかで何かこれはというものがありましたらお聞かせいただきたいんですが。

○ 委員長（丸山国一君） 丹澤農林振興課長。

○ 農林振興課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

ハウス部会の例を挙げさせていただきましたが、ほかにはＪＡフルーツ、今回の場合は勝沼地域の生産部で、昨年ですか、黒痘病が非常にシャインマスカットで発生したりとか、そういったものの対処のためにブドウの棚に巻きづるがついたままで、バンプとかそういう菌が越冬するといわれているんですね、巻きづるに。そういった物を排除する巻きづる処理機というのがございまして、そういったものを取り組みたいという希望があったりとか、あとはタコツボ処理機と言いまして、これは簡単にいえば土壤にドリルを開けて、反転もさせることができるんで、開けたらすぐ抜けて、そこに肥料を注入したりですとか、そういった土壤改良ですとかそういったものに使うもの。こういったものに取り組みたいという、言ってみれば、冒頭申し上げましたが、今までなかったような取組、未来的な思考というものに対して、県のほうで許可が下りて補助が下りる、その仕組みになっております。

○ 委員長（丸山国一君） 飯島委員。

○ 委員（飯島孝也君） ありがとうございます。

ほかにもう一個質問がありまして、農業経営基盤強化促進対策事業費ということで、今回、地域計画策定に係るデータ整備業務委託ということになっていきますけれども、以前から取り組んでいた人・農地プランが地域計画化していくということで進められていると思うんですが、既に当初予算で農業経営基盤強化促進事業費として293万9,000円、当初予算で拠出していますけれども、その対策事業費が今どういう事業がどういう進捗にな

っているかということですね。地域計画策定ということになっていくということだと思うんですが、その計画策定に至る過程、ここまで来たというような過程についてご説明いただきたいと思います。

○ 委員長（丸山国一君） 丹澤農林振興課長。

○ 農林振興課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

ちょっと当初に盛ってあるのは、直接、人・農地プランから地域計画へ移行するものではないんですけれども、今回の補正については、まさに地域計画に係る、策定に係るものでございます。これは、以前、人・農地プランというものを策定しておりまして、もう現在、市内で10地区策定がされております。将来的に10年後の農地の土地利用を見込んで、地域ごとに計画はしてあるところなんですけれども、それを細部まで、筆ごとにしっかり定めるというのが今回の趣旨の一つでもございます。

今回の補正については、その10地区において、農地情報をしっかりデータ的に整備をしようというところで、整備をしなければならないところなんです。そこで、農地情報システムからデータを抽出しまして、それぞれ策定する10地区において、経営体ごとに農地情報を整理すると。このAさんについてはどこどこに農地を持っていてというような形でしっかり整備した中で、その農地が10年後どうしていくべきなのか。例えば人へ譲渡するのか、それとも後継者へ継ぐのか、それとも未定なのか。未定というのがまだ多いと思うんですけれども、そういったものを策定しないと、逆に国から下りてくる補助金も、補助金の対象地になってこないという面もございまして、とにかく地域計画自体を今年度中に策定まではしたいと。策定までする中で、その後、しっかり年を追って、そのデータをブラッシュアップしていきますので、何と申しましょうか、中身自体は、もちろん将来にわたってしっかり情報を整備していくものでございます。ここで全部100%完成ですということではないんですけれども、そういった形で進めていかなければならないと。進めていかないと、補助金の対象にならないものが出てきたりしてしまうということで、これは各自治体取り組んでいるところでございます。

以上です。

○ 委員長（丸山国一君） 飯島委員。

○ 委員（飯島孝也君） 10地区ということで言及がありましたけれども、人・農地プラン策定。これで一応、市内の地域は全てカバーして、もう人・農地プランの策定としては完了していて、その10地区で地域計画のほうに移行していくということで、年度内に地域

計画策定ということですが、今回はデータ整備の業務委託をするということですが、その策定の完成の今年度のレベルというのはどこまでのことを見込んでいますか。

○ 委員長（丸山国一君） 丹澤農林振興課長。

○ 農林振興課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

今後、秋ですね、農閑期に入りましたら、地域ごとの座談会というものを開きまして、直接農業者、あるいは農業委員さんとか中心になってくると思いますが、そういった方から話を聞いて、3月に策定をするというところになってくるんですが、実際に進めてみないと、どの程度の中身になってくるかというのは分からないんですが。これは初めての試みというか、現在、初めて進めている試みでもありますので、県の峡東農務事務所とも相談しながら、今年度についてはこの程度でいいでしょうか、これで策定したものと言えるでしょうか、そういったレベルまでは仕上げないとなりますので、逆に言うと、何ていうんでしょう、そういった客観的にも審査をしていただいて、今年度はここでいいでしょうというレベルまでは仕上げるという、そういう形になっています。

（「それは全地区を回っているんですか」と呼ぶ者あり）

○ 農林振興課長（丹澤英樹君） 市内全地区、もちろん人・農地プランは10地区で全て、全部の地区を網羅していますので、それを地域計画に移行させるということですので、したがって、全地区を網羅できているという形にはなっています。

○ 委員長（丸山国一君） 飯島委員。

○ 委員（飯島孝也君） これは要望ですけれども、県とも協力をしてということで、先進地の事例なんかを見ると、コーディネーターとかを上手に入れて話を円滑にとか、それぞれの言いたいこともあるでしょうし、それをうまく将来につなげていくようなコーディネート能力というのが非常に問われると思いますので、座談会とかで。ぜひそういう人材も県にも何かいらっしゃるみたいなこともお聞きするので、ぜひそういうコーディネーターも上手に活用して、地域計画策定をスムーズにやっていっていただきたいというふうに要望させていただきます。

○ 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございますか。

相沢委員。

○ 委員（相沢俊行君） 先ほど日向委員のほうから質問がありました、2項1目林業総務

費の森林経営管理制度森林整備委託という事業名、これナラ枯れの事案があつて、私を含めて今、市民が林業に関して関心が高まっていると思いますので、先ほどの説明で大体、追加した5.6平米だったものが6平米に増えたのだというふうな事柄で追加分が発生していると。それから、課長、人工林とおっしゃいましたっけね。人工林に対しての事業だということなんですけれども、もう少し分かりやすく、要するに事業名が長くて難しいんですけれども、人工林を所有されている方の管理に対しての助成金というふうに考えればよろしいんでしょうか。事業内容とそのあたりをもうちょっと詳しく説明をお願いします。

- 委員長（丸山国一君） 丹澤農林振興課長。
- 農林振興課長（丹澤英樹君） こちらについては、制度全体の簡単な説明も含めてですけれども、まず、森林環境譲与税が下りてきて、それを原資に私有林の人工林の間伐が進んでいなくて荒れているところがたくさんありますと。そうすると山自体が荒れてしまうので、適切に間伐をするというのがまず第一の目的なんです。なので、対象が人工林と申し上げたところなんですけれども、間伐をお願いしたいという方々、所有者へアンケートを取って、アンケートの回答があつてお願いしたいというところから順次間伐をしていって整備をするというサイクルになります。

このほかにも譲与税を原資として、これまで既存でやっていなかった事業とかといったものも使えるので、先ほどちょっとおっしゃいましたナラ枯れについても、ナラ枯れ対策については、これを原資にやっているところでございますので、そういったものも、間伐だけではなくて、対象にできるものは今後対象にしていくと。ナラ枯れ対策もその一つでございます。

- 委員長（丸山国一君） 相沢委員。
- 委員（相沢俊行君） ありがとうございます。蒙が開かれた思いです。

委託先というのは、実際に間伐等の作業を行ったりするのに森林組合等に依頼をするということなんでしょうか。そのあたりは。

- 委員長（丸山国一君） 丹澤農林振興課長。
- 農林振興課長（丹澤英樹君） お答えいたします。

お見込みのとおりで、森林組合がまず第1の委託先であると。森林組合も、作業する人数もちょっと大変なところもあるので、下請等も考えていただきたいというような働きかけはこちらのほうともちょっとさせていただいてはいるんですけれども、そうやって

現場にかかれる人数をですね、作業量自体をもう少し増やしていきたいなとは思っております。委託先は峡東森林組合ということです。

○ 委員長（丸山国一君） 相沢委員。

○ 委員（相沢俊行君） ありがとうございます。大変分かりやすい説明でした。

ナラ枯れという事案も新しく発生はしていますけれども、一つ膨らみのある事業として期待しております。

○ 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

○ 委員長（丸山国一君） 第6款農林水産業費についての質疑を打ち切ります。

ここで暫時休憩をいたします。再開を25分といたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前10時25分

○ 委員長（丸山国一君） 再開いたします。

次に、第7款商工費についての質疑を行います。

相沢委員。

○ 委員（相沢俊行君） 第7款2項1目観光費、道の駅の甲斐大和のエアコン、休憩室の677万6,000円という、この事業なんですけれども、少し一般的な感覚からすると費用が高額だなというふうに思うんですが、各部屋の位置や広さによって全部変わってきますので、どういうふうな、ほとんど何か事務室全部、幾つかあると思うんですね。それから休憩室も複数あるのかなと。それにエアコンを設置、ないしは入れ替えるという工事だというふうに思うんですが、これはどのような工事内容で、部屋数、エアコンの数、それからもちろんそもそもこれが改修が必要になった経緯、事由、この辺をお尋ねいたします。

○ 委員長（丸山国一君） 廣瀬観光商工課長。

○ 観光商工課長（廣瀬 仁君） お答えいたします。

まず、エアコンの取替えの個数でございますけれども、事務所が1基、あと休憩室が2基であります。修繕を業者のほうに依頼したんですけれども、設置したのが平成7年3月27日の開所当時から使っているもので、もう29年が経過しておりまして、部品がないということで入替えをいたします。事務所のエアコンはやはり高額になります。平米数が

大きいので、事務所については42平米、休憩室については113平米で、事務所は1基、今設置してありまして、その入替えになります。天井に設置してあるものでございます。

休憩室につきましては、天井に入っておりますけれども、スペースがありますので、今回、置き型2台を設置するという工事になります。

工事内容につきましては以上でございます。

- 委員長（丸山国一君） 相沢委員。
- 委員（相沢俊行君） 経年の、29年、30年に及ぶような中での入替えということで了解いたしますけれども、一応、事前に私その資料を要求していないんですけれども、ビフォーアフター、要するに設置する部屋の場所も基本的には変わらないところに新しいエアコンがその場所に、その元のあったところに設置されるということの理解でまずよろしい、プラス3基と、トータル3基だというふうに聞いていますが、そのあたりはもう一度確認を。

- 委員長（丸山国一君） 廣瀬観光商工課長。
- 観光商工課長（廣瀬 仁君） お答えいたします。

まず、事務所につきましては、天井型のこういったものを入替えいたします。休憩室につきましては、内蔵型がありますが、内蔵型を修繕すると非常に費用がかかるので、入替えすると。スペースがありますので、内蔵型はそのままに手をつけずに、設置型、置き型を2台設置するようになります。

- 委員長（丸山国一君） 相沢委員。
- 委員（相沢俊行君） 分かりました。

基本的には、平米数が大変広いので、一般の感覚とは全く違って、なおかつその中でも設置型も入れてあるので、この677万6,000円というのはそれなりに金額の縮小も兼ね備えた上での事業であるという理解でよろしいですね。分かりました。

- 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございませんか。
高畑委員。

- 委員（高畑一幸君） 今のちょっと休憩室のクーラーの確認ですけれども、休憩室、天井も壊れているから、天井を直さない、置き型のクーラーを2基設置する。それは購入して何年も使えるようなちゃんとしたものなのか、スポットクーラー的なものなのか、馬力がどのくらい、130何平米あるところをそれで賄えるのか。そうすると今度は、冷房はいいけれども、暖房の機能はどうなっているのかということもだんだん気になってき

てしまうので、そこのところはどんな様子になっていますか。それで、リースで買うのか、購入するののかというのを、ちょっとそこも教えてください。

○ 委員長（丸山国一君） 廣瀬観光商工課長。

○ 観光商工課長（廣瀬 仁君） お答えいたします。

どちらの設置するものも冷暖房完備であります。置き型のものは新しいもので、パワーが非常にあるものなので。あとは、購入になります。省エネ基準も非常にいいもので、どちらも平米数に対応しているものなので、適用したものを設置いたします。

○ 委員長（丸山国一君） 高畑委員。

○ 委員（高畑一幸君） 多機能のものを設置してくれるということですが、事務室の修繕がどのくらいで、この置き型のクーラーがどのくらいということがちょっと分かれば、細かい雑費ではなくて、本体価格で。

○ 委員長（丸山国一君） 廣瀬観光商工課長。

○ 観光商工課長（廣瀬 仁君） お答えいたします。

事務所のクーラーにつきましては232万1,000円、休憩室につきましては445万5,000円、税込みの予定です。

（「1台」と呼ぶ者あり）

○ 観光商工課長（廣瀬 仁君） 休憩室は2台です。

○ 委員長（丸山国一君） 休憩いたします。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時55分

○ 委員長（丸山国一君） それでは、再開いたします。

廣瀬観光商工課長。

○ 観光商工課長（廣瀬 仁君） お答えいたします。

設置場所につきましては、休憩室、ニュー1、ニュー2という場所に置き型を配置する予定でございます。事務所につきましては、左下のところの天井のものを交換いたします。費用につきましては、100万円から120万円、あとは設置に関して、撤去、もろもろの費用がございますので、それに含まれております。

以上であります。

○ 委員長（丸山国一君） この件についての質疑はございますか。

相沢委員。

- 委員（相沢俊行君） 教えてください。休憩室の新しくはニュー1、ニュー2が置き型で入るということですが、そもそもその前段階では、いわゆる事務室のような形でのエアコンの施設はなくて、エアコン施設そのものが全くなかったのか、それが1つ。それから、置き型であるならば、初めから、今回初めて置き型ということであるなら、置き型であるものを入れ替えるのであれば、単に機械をセットすればその他の工事はあまり要らないだろうと思われるんですけども、そもそもニュー1、ニュー2、そもそも全くそういうものがなかった場合は新規に工事費が発生するだろうと思うんですけども、したがって、休憩室はそもそもどういうふうなエアコンの状態だったのか。

- 委員長（丸山国一君） 廣瀬観光商工課長。

- 観光商工課長（廣瀬 仁君） お答えいたします。

休憩室に2台、内蔵型がありまして、この図面にはちょっと入っていないので分かりにくいんですけども、ニュー1置くというちょっと書いてあるところがあると思うんですけども、その右側に冷暖房を出す通気口がありまして、そこから出ていくようになっております。

今回、内蔵型を交換しなかった理由につきましては、先ほども申したとおり、内蔵型に変えると非常に設置費がかかるということと、休憩室には置くスペースがありますので、そちらのほうが費用が安価ということで、今回、休憩室につきましては2台設置するという予定になっております。

- 委員長（丸山国一君） よろしいでしょうか。

相沢委員。

- 委員（相沢俊行君） ありがとうございます。

もう一回確認しますが、休憩室はもともとそのエアコンに関しては、この1、2のような置き型があったということではないですね。

- 委員長（丸山国一君） 廣瀬観光商工課長。

- 観光商工課長（廣瀬 仁君） お答えいたします。

すみません、ちょっと図面にはないんですが、内蔵型で2台運用しておりまして、今回、内蔵型から設置型に交換いたします。

- 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございますか。

小林委員。

○ 委員（小林真理子君）　　ようやくエアコン改修で、大和道の駅の働いている方々がもう何年も暑い夏を、事務所のほうのエアコンが効かないので、苦勞しているという話を聞いてきたので、ようやくこういうふうに改修工事というのはいい方向だとは思いますが、ただ一方で、前に、6月ですね、多分、廣瀬課長になってからお伺いしたんですが、笹子トンネル、今度新しく通るということを踏まえて、これだけの改修工事の費用をかけるということは、道の駅はもうあそこでやっていこうという、そこは間違いないですか。

○ 委員長（丸山国一君）　　廣瀬観光商工課長。

○ 観光商工課長（廣瀬　仁君）　　前にも答弁させていただいたんですけども、入り口は変わる予定なんですけれども、本体の場所については今のところ移動はないということをお伺っております。

○ 委員長（丸山国一君）　　小林委員。

○ 委員（小林真理子君）　　分かりました。

では、その入り口の変更についても、恐らく検討が進んでいると思いますので、また委員会等に、私も気にしておりますので、ぜひ報告いただければと思います。よろしくお願いします。

○ 委員長（丸山国一君）　　第7款商工費についての質疑を打ち切ります。

ここで暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

休憩　午後　0時00分

再開　午後　1時00分

○ 委員長（丸山国一君）　　再開いたします。

次に、第8款土木費についての質疑を行います。

小林委員。

○ 委員（小林真理子君）　　市営住宅の改装の資料も頂いたんですが、今回の改修、リフォームはイメージも変わるんですか。今の入居者さんが退去した後のクリーニングとは違って、全面的にリニューアル、どう考えたらいいですか。

○ 委員長（丸山国一君）　　野田建設課長。

○ 建設課長（野田一寿君）　　お答えいたします。

リニューアルとかではなくて、入退去に伴って、前住んでいた方がその部屋を使ってお

りますので、意味合い的にはクリーニングのほうが高いです。また、それぞれの退去をされた後に、用意しました資料のほうに内容でうちのほうで対応しなければならないものについての点検等を行って、改修が必要なものについては改修を行うということで資料のほうを出ささせていただきました。基本は、その改修です。

- 委員長（丸山国一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 説明のときに聞いたのは、この条例改正に伴って6部屋分の改修ということで伺ったんですが、というと、今回、社宅として利用する方限定の6部屋ということですか。
- 委員長（丸山国一君） 野田建設課長。
- 建設課長（野田一寿君） お答えいたします。

一応想定しているところで6部屋というところで考えております。市営住宅ではなくて定住促進のみになりますので、定住促進それぞれを2棟ずつ3棟ございますので、合計6棟と捉えております。またなお、そこら辺につきましては流動的に考えておりますので、例えば勝沼だけで5部屋とかなった場合とか、松里だけでといった場合は、これで代用します。また、当初予算でも計上させていただきます、例年ですと約6件から7件ほどの入退去がありますので、そちらのほうの予算の兼ね合いも含みながら対応していこうと考えております。

- 委員長（丸山国一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 今お答えいただいたのではなくて、社宅として活用しよう、入居しようという人以外も、この今回の6部屋分の改修には入れるんでしょうか。
- 委員長（丸山国一君） 野田建設課長。
- 建設課長（野田一寿君） 今現在、補正予算で取っていますのは社宅という形で取らせていただいておりますので、それ以外の入退去につきましては、当初予算の中で代用していこうと考えております。
- 委員長（丸山国一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） そうすると、今回の補正予算の330万円は、社宅として利用した人の入退去に関わる費用ということですね。ということは、今空いているところをきれいにするわけではなくて、そこを社宅として活用した人が出るときにこれを使う。
- 委員長（丸山国一君） 野田建設課長。
- 建設課長（野田一寿君） お答えいたします。

入退去に伴っての説明で言いましたが、委員お尋ねのとおりでありまして、多分、入退去の絡めば、そういったところも該当してきます。また、退去なしで6棟入ってくるという格好になりますと、入退去でなく社宅のためと考えております。予算的には1件当たり約50万円ぐらいで平均的には見ております。内容によっては、例えば長い間使わなかった部屋をやっぱり使うとなると、それなりにちょっとかかるものですから、いずれどちらかにいってもいいような考えはあります。というのが、やはり定住促進も下の階から埋まってきまして、上のほうになると、エレベーターがありませんので、要望が出ると、例えばよく多いのは1階部分、2階部分とかいう話は多いと思いますので、いずれにしてもそういった要望に対応できるように考えております。

- 委員長（丸山国一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） ちょっと理解が悪いのか、すみません、ちょっと理解しづらくて。これは社宅として活用するために改修をするのではなくて、使った人が出たときに使う予算という考え方でいいんですか。
- 委員長（丸山国一君） 野田建設課長。
- 建設課長（野田一寿君） 答えいたします。

基本としましては、まずは社宅ということで計上しておりますので、入退去よりも確かに表現的には使っていない部屋、新しい、入りたいという方に提供できるように、言葉で言うと未使用の部屋ですね。使っていない部屋を当然優先的に扱うということを考えております。ですから、私がちょっと言い方があれだったんですが、入退去に伴うというよりは、いろんなケースがちょっと出てくると思うんで、そのような発言をさせていたしましたが、基本的にはもちろん入居、社宅として分ということで計上しております。

- 委員長（丸山国一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 分かりました。分かったんですけども、もう一個だけまた確認させてもらいたいんで、さっきも質問したんですけども、今回のこれで6部屋改修したところには、定住促進としての入りたいという人は入れない。社宅として活用したい人は入れるけれども、個人的に定住促進、一部屋貸してくださいという人は入れないという理解でいいですか。
- 委員長（丸山国一君） 野田建設課長。
- 建設課長（野田一寿君） 答えいたします。

そのように考えております。通常の入退去は当初予算で盛っている予算のほうで対象としていく予定でおります。

○ 委員長（丸山国一君） 飯島委員。

○ 委員（飯島孝也君） 同じような質問になってしまうかもしれませんが、6部屋、社宅用にクリーニングとか改修するということですが、その改修の仕様が社宅用ということと通常の改修ということで違うということではないんですか、同じですか。同じだとしたら、いわゆる通常の入退去というか、入居の際にクリーニングをしたり修繕したりというところと、仕様としては何ら変わらないということであれば、社宅用として改めて6部屋という計上ということが必要なんですか。それがちょっと分からない。普通の当初予算で盛っていた改修費というかは何件ということはある程度予算として見積もって、さらに追加して6部屋ということは、特別な仕様がないということなので、それはどうして追加をする必要があるのかというふうになるんですけれども、いかがでしょうか。

○ 委員長（丸山国一君） 野田建設課長。

○ 建設課長（野田一寿君） お答えいたします。

当初予算で例年盛っている入退去に伴う改修のほうはほとんど年間大体想定しているのが前年度の実績から引用しますが、大体6部屋から7部屋が年間動きます。その6部屋から7部屋分を当初予算として盛っておりますので、予算の使い切りというところをまず念頭に置いた中で、社宅という扱いをしたときに、入居に対する改修等が6部屋分は、想定ですが、それは必要だということで今回計上させていただきました。

○ 委員長（丸山国一君） 飯島委員。

○ 委員（飯島孝也君） ということであれば、通常は年間で6部屋ぐらいの入替えというか、新しい入居の方がいて、今回、追加で社宅ということを想定して6件ということで、そうすると、言えないかもしれませんが、分かりませんが、見込みというんですかね、ある程度の要望等もあって、今回条例改正にも至ったと思うんですが、見込みがあつての追加補正ということなのか伺います。

○ 委員長（丸山国一君） 野田建設課長。

○ 建設課長（野田一寿君） お答えいたします。

昨今、住宅に関しましていろいろ問合せ等があります。その中で定住促進のほうへいわゆる民間とかから相談等は、やはりこの1年先ぐらいはちょっと増えているような状況

です。ただ、今までの条例ですと、同居親族のみということで、入居者の契約ということになります。そういったところから定住促進、特に松里というのが非常に低いという中で、入居率の向上に努めるという中で、今回、条例改正という形で上程をさせていただきました。それなりにやはりちょっと件数が増えているものですから、そういったところがあるなという見込みといえれば見込みという中で、それぞれ先ほどご説明したとおり3棟ありますので、二部屋分づつぐらいはということで6部屋分ということで計上させていただきました。

○ 委員長（丸山国一君） 飯島委員。

○ 委員（飯島孝也君） 要望とか声が届いているということの中で6件ということ、年度内に6件だろうという見込みの中でやるということで、特に、実際にもう入るというような見込みというか、そういうものが現在あるということではないということですか。ない、分かりました。ないということだそうです。

○ 委員長（丸山国一君） 小林委員。

○ 委員（小林真理子君） それぞれ2個ずつというところで、何号室の改修というのがもし決まっているのであれば伺いたいんですが。

○ 委員長（丸山国一君） 野田建設課長。

○ 建設課長（野田一寿君） お答えいたします。

何号室という特定な考えは今のところございません。大体入居する方で、うちのほうで窓口で話をするときには、開いているところの部屋を説明、何階ですよというところを説明した中で、ご本人さんと話の中で選ぶような形になっておりますので。特段、現在ですと何号室ということは決まっておりません。

○ 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございますか。

小林委員。

○ 委員（小林真理子君） 未使用の部屋の改修をするわけですね。そこに社宅として利用できますよということを市内に事業所があったりする法人の方等々で相談に来たときに、ここの部屋のここが空いているので、そこをいかがですかということで改修をするという流れですか。

○ 委員長（丸山国一君） 野田建設課長。

○ 建設課長（野田一寿君） お答えいたします。

今のご質問でやる場合もありますし、例えば現場というか、見て、ここがいい、あそこ

がいいということもあると思います。私どもとしても、提供する部屋を案内するようなときに、例えばここが空いているからここへ入れれば埋まる、埋まるという表現がちょっと適切かどうか分からないんですが、続けざまとか、またちょっと離れたところとか、そこら辺は相手の意向を酌みながら、うちとしても、例えばどうしてもこの部屋はというような部屋があれば、そちらを勧めるということもあると思います。それぞれやはり入居される方の考えとか意見とかあると思いますので、できる限りは話を聞いた上でしたいと思っておりますので、うちが勧めるか、その相手が望むかというところ辺で判断したいと思っています。

- 委員長（丸山国一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 質問の期待していた答えとちょっと違うんですけれども、貸し出す人が決まってから改修をするのかということですか。
- 委員長（丸山国一君） 野田建設課長。
- 建設課長（野田一寿君） お答えいたします。

入居が決まってからです。

- 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございますか。よろしいでしょうか。
(発言する者なし)

- 委員長（丸山国一君） 第8款土木費についての質疑を打ち切ります。

次に、第10款教育費についての質疑を行います。

それでは、小林委員。

- 委員（小林真理子君） 10款1項2目の塩山中学校、塩山北中学校の統合に関わる指定制服等の補助の内訳は頂いたんですが、この15名分というのは、現在の塩山北中学校の1年生、2年生全員の人数ですか。
- 委員長（丸山国一君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

今、委員のほうからもございましたが、別途、制服の購入費の内訳一覧ということで資料提供をさせていただいてございます。この補助金、制定のまず趣旨からでございますが、現在の1年生、2年生につきましては、両校それぞれの学校指定品を卒業まで使用することとしております。ただ一方で塩山北中学校生徒の保護者からは、学校指定品等が違ふことによって、学校生活への不安や心配になるといったことの要望がございましたので、現行の塩山中学校の学校指定品を購入する場合に関しては、購入補助を行って

保護者及び生徒の不安解消を行うことがこの目的であります。

補助対象といたしましては、別途お示しをさせていただきました内容でございます。

以上であります。

- 委員長（丸山国一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 15人というのは、現在の塩山北中学校の1、2年生の生徒数と合致していますか。
- 委員長（丸山国一君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） 失礼しました。お答えいたします。

現在の塩山北中学校の生徒でございますが、1学年が8名、これは2学期から塩山中学校から塩山北中学校に1人移っておりますので、今8名です。それから2学年が8名ということになりますので、来年4月について、新たに塩山中学校の制服等を購入する生徒については15名ということで、一致をしております。

- 委員長（丸山国一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 分かりました。塩山中から塩山北中に移った生徒の分は入っていないということですね。

これは、前にも総務文教常任委員会にいたときに質問をしたんですけれども、塩山北中学校から塩山中に行く場合、そうではない生徒というのもあるのかなと思うんですが、そういう場合の対応をお伺いします。

- 委員長（丸山国一君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

今回の補助金につきましては、塩山北中学校から塩山中学校に移動される生徒さんということになっております。実際に当課におきまして、昨年度については塩山北中学校から他校へ移りたいというようなご相談もございました。それに対しましては、区域外就学の事務取扱要領がございますので、そちらの中の判断基準もございますので、そういったこともお示しをさせていただきながら、この判断基準に合致をするのであれば、他校への移動も可能でありますよということはお話をさせていただいております。それが昨年度の話であります。

本年度については、本日も含めてですが、これまでの間に他校へといったご相談は今のところ来ておりません。また、区域外就学に関しましては様々な理由があって、指定校を変更しているという状況もございます。ただ、その指定校変更された方に関しまして

は、ただいまの指定品ですとか、あるいは通学方法等につきましても全て自己責任の中で行っていただいておりますので、今回に関しても他校へ移りたい、あるいはそれは市内、あるいは市外、また、公立、私立も全て含めてということになると思いますが、そういった方も出てきた場合に関しましても、あくまでも塩山中学校に移動される方のみということで、自己都合で移動されるということになりますので、そこはそれぞれでご購入なりという形を取っていただければというふうに考えております。

- 委員長（丸山国一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 総務文教常任委員会にいたときに、この件について少し検討をしていただきたいと、今、区域として塩山北中学校が学区として指定されている子たちの学校がなくなるということに関しては、その後、どこに希望するにしても同じことであって、塩山中学校への指定品だけではなくて、他校へ行きたいという生徒についても少し配慮をしていただきたいと、検討していただきたいことをお願いしたんですけれども、どういう検討の結果、今のお答えになったのかお答え願います。
- 委員長（丸山国一君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをさせていただきます。

基本的な考え方は先ほど申し上げたとおりであります。こちらで指定しています学校以外に通学をされる方に関しましては、基本的には自己都合であるというところから、現在もそうですが、全て、先ほど申し上げたとおり、通学方法、それから学校指定品等につきましてもそれぞれでご用意をいただいているという状況であります。

昨年度、所管事務調査の中でも、このことに関しては説明もさせていただき、また、委員の方々からお話はいただいたところであります。

先ほど、重ねてという話になってまいりますが、他校の状況等も重ね合わせた中で、こちらに関しては、そこの方のみということで、助成していくことはやはり合わないだろうということで、今回の判断になったというところであります。

- 委員長（丸山国一君） 中村委員。
- 委員（中村勝彦君） その部分で、ご本人の都合により指定校を変えるということですが、指定校自体、塩山北中学校を指定校にしていた経過があります。その塩山北中学校がなくなる、これは誰の都合ですかね。その部分もありますので、都合により学校がなくなったんですね。都合により学校を移るんじゃないで、市の都合により学校がなくなったわけです。そういうところもちゃんと考慮していかなければ、そのなくなっ

たときに、やはりその方々の生活設計もあるでしょうし、送り迎えするご家庭の事情もあるでしょう。いろんな状況を考える中で、塩山中学校では難しいという場合は、これはこちらの都合、甲州市側の都合と見てとるべきではないかなと思います。そこによく来ていた場合もありますし、途中で塩山北中を指定校に一度はされて、塩山北中学校に現在行っているわけですから。その一度指定された指定校はなくなるわけですから、その部分はちゃんと考慮しなければいけないかなと思います。

この部分はよく検討してということで、前回の委員会からもそうですけれども、現在も慎重にそこは対応していただいておりますけれども、多くある事例ではないと思いますけれども、こういった統合に関して、市の都合だけではないんですけれども、その生徒のことを考えての統合でもあるわけですから、その部分で変更していく際には慎重な対応が必要だと思います。すごく大人数がいるわけではないんですけれども、その一つ一つの事例には丁寧に対応していただく、ご家庭の事情で塩中を選べないわけではなくて、ほかの学校を選ぶのはご家庭の事情だけではないと思いますので。そこはやっぱり考慮が必要だと思います。その答弁では、個人の都合によりほかの学校を選ぶという答弁では、ちょっと僕は納得できないです。

- 委員長（丸山国一君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをさせていただきます。

指定校に関しましては、教育委員会の中で判断をさせていただいて、来年4月から現在の塩山北中学区の生徒さんに関しては、塩山中学校に通学をしていただきたいということをお願いをしているところであります。ただ、やはり先ほどもありましたが、様々なご事情によって、塩山中学校ではなく他校へ通われるという方もおいでになるかもしれません。現在のところ、先ほど申し上げたとおり、正式な相談ありませんし、具体的な手続も取られておりませんので、今段階では、かもしれないという予測の段階でしかちょっと申し上げることはできませんけれども、という状況ではあります。

実際にこの申請が上がってきた段階で、それぞれどういった状況で塩山中学校ではなくて他校に通われるのかということも、そこは聞き取りをしながら、先ほど申し上げた事務取扱要領に定めた基準の中に合致をするのであれば、それは学校の指定を変更することはできるというのが我々の判断であります。

先ほど学校がなくなるというふうなお話もされていたわけではありますが、なくなるのではなくて、学校が替わるということで私どもは判断をしております。

以上であります。

○ 委員長（丸山国一君） 中村委員。

○ 委員（中村勝彦君） 失礼いたしました。学校が替わるという質問に発言を訂正させていただきます。

その中で、相談がないということでもありますけれども、その部分はしっかりと可能性を含めて、そういった場合は、指定校の変更だけではなくて、今回こういった補助金もある中で、不公平と感ずるかどうかわかりませんが、そういう要望があるのであれば、今回の一連の中に沿って検討していただきたいと、そういった考えを持っているかどうかをお聞きしたいです。

○ 委員長（丸山国一君） 清水教育総務課長。

○ 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

重ねてのお答えになってしまうかもしれませんが、学校の指定、指定校の変更につきましては、やはり様々な理由があるということも承知をしております。塩山北中学校に通われている方がほかの学校へ移られるというところに、今言った統合というところも重要な案件ではあるというふうには思っておりますが、先ほど申し上げたとおり、他校の状況に関しては、そのことに関しては、それぞれ自己都合であるということで判断をさせていただいております。そこの整合性もやはり図っていかねばならないというふうに私どもは考えておりますので、実際に申請がなされた段階で、こういった形がよろしいのかというところはまたご判断をさせていただければというふうに思います。

○ 委員長（丸山国一君） 青柳委員。

○ 委員（青柳好文君） 今、課長のちょっと答弁を聞いたところ、私が誤解していたら申し訳ないんですが、塩山北中の生徒のほうからやむなく、塩中へ本来は行かなければならないところを別の中学校に行った生徒の場合と、ほかの塩山北中ではない、例えば松里中や勝沼中の生徒が学外の中学校から別のところに、今もあると思うんですが、そういう生徒も行けますよ。ただし、この制服については、塩山北中の生徒がいろいろの事情の中で、塩中ではなくてほかの中学校に行った生徒については、この制服の補助を認めてくれるという理解でいいのかな、違うのかな。

○ 委員長（丸山国一君） 清水教育総務課長。

○ 教育総務課長（清水 修君） お答えをさせていただきます。

今回のお願いしております補助金の内容でございますが、塩山北中学校に通われている

生徒さんが塩山中学校に新たに通学をされる場合に関しては、この補助金を適用してまいります。

以上であります。

- 委員長（丸山国一君） 青柳委員。
- 委員（青柳好文君） それは分かっているんですけども、そうではなくて、先ほど中村委員も言ったように、市側の都合というか政策の中で塩山北中が塩中に再編・統合する。その塩山北中の生徒の中では、やはり小規模の学校に行かせたいという親御さんも中に入ると思うので、そういう都合の中でほかのところに行かせたいな。それが許可が下りたならば、その生徒に対する制服の補助もしてほしいなというのは、私はそれをお願いしたいなというふうには思っているんですけども、これは要望ですけども。

そういうことを前回の総務文教常任委員会の所管事務調査のほうで提出した案件ではないかなというふうに私は理解しているんですけども。

- 委員長（丸山国一君） それには答弁はなくてもいいですか。
- 委員（青柳好文君） 答弁をお願いします。
- 委員長（丸山国一君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをさせていただきます。

本当に先ほど来のお話で大変恐縮でございますが、他校の生徒との関わり方、対応等の差が出てきてしまっているというふうに考えております。実際に、先ほど申し上げたとおり、申請等が出てきておりませんので、現段階でどうだというのがまだお答えできる状況ではありませんけれども、申請が出てきたところで、実際、その内容についても精査をさせていただいて、その移動する、指定校を変更することが正しいのかどうかという、まずそこからになりますので、そこから判断はさせていただきたいというふうに考えております。

そのことにより、先ほど申し上げた学校指定品等々が変更になるということも考えられるわけではあります。先ほど言ったとおり、必ずしも市内の公立学校だけではないというふうに私も考えております。例えば市外の私立の学校等にも通われるということも想定はできるわけですので、そういったところとも兼ね合いを判断しながら、そこは今後考えてまいりたいと思います。

- 委員長（丸山国一君） 中村委員。
- 委員（中村勝彦君） その要望とかがいつぐらいまでに出てくるものなんですかね。

学校でもいろいろそろえなければいけないですよ。今回、予算をここで上げてくるので、多分タイムリミットというのは12月ではないということなのかなと思うんですけども、そのスケジュールはどうなっているんですか。

- 委員長（丸山国一君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをさせていただきます。

実はまだ具体的な日程までは定めておりませんが、来月入りましたらなるべく早いうちに塩山北中学校の1年生の保護者の方を対象に説明会を1回開きたいなというふうに考えております。中村委員からもお話がありましたとおり、制服等々、学校指定品の選定につきましても、恐らく12月くらいから各保護者さんたち動き出すのかなというところもありますので、来月の上旬くらいには、そういった会をまず開かせていただいて、そちらでこちら側の考え方等もお示しをさせていただいていきたいなというふうに考えております。

ですので、その後、今言った塩山中学校以外に通われないというお話につきましても、その後、具体的な動きが出てくるかなというふうに思っております。

- 委員長（丸山国一君） 中村委員。
- 委員（中村勝彦君） 出ていない話をあたかも出るようには私も今、質問でできませんけれども、やはり基本的にある考え方はそうであってほしい。指定校が変更になる、でも、住所が変わるので、指定校が変更になるというのはかなり、お願いするか、融通を利かせていただくか、こちらの市側の考えの表れ、結果ですので、勝手と見る方もいるかもしれないですし、住所が変わるとというのはかなり大きな話で、指定校が替わりますというだけの話ではないと思いますので。その部分、説明をして、そういった希望が出たときには、事情を勘案して判断していくということだったんですけれども、やむを得ない状況と認めるような場合であれば、やはり今回、補助金の対象にはしていくべきではないかなと思います。今そういった要望がないから検討事項に上がっていないのかもしれないですけども、上がったときには、そこはしっかりと考えていただきたいと思うんですけども、そういう考えはあるかどうか。

- 委員長（丸山国一君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをさせていただきます。

本当に今、現の段階で、今、中村委員もおっしゃったとおり、具体的な話というところがこちらに来ておりませんので、そこに関してはこの場でもやるやらないというお話は

ちょっとできないかなというふうに思っております。

ただ、先ほど来のお話とまた重なる部分であるかと思しますので、今後、具体的なお話があった際に、課内の中でもそこは話し合いをしていきたいなというふうに思っております。

- 委員長（丸山国一君） 飯島委員。
- 委員（飯島孝也君） 話を聞いていて、自己都合というところが線引きのところになると思うんですけども、指定校の変更は、今回統合ということによって起こったことなので、必ずしも自己都合ということで指定校変更を希望するわけではなくて、統合した結果、指定されたところが塩山中学ということになったということなので、入学した当初の指定校というのは塩山北中だったと。塩山北中という指定校に入るためにそこに通っていたということなので、その前提が変わって塩山中というところに指定されたということは、別に自己都合ではないと思うんですよね。自己都合ではなくて、仕組みが、仕組みというか変わったから、指定校が塩山中になったということなんで、本人たち、家族が選んだ結果ではないと思うんで、やはりそれは想定しておくべきことではないかというふうに思うんです。
- 委員長（丸山国一君） 先ほど中村委員がそのことを言っているんで、結局、課長も同じ答弁になるのかな。中村委員が質問しているところはそういうことなんだよね。だから、その部分は当局もしっかり承知をする中で、子どもたちに寄り添った形の対応をしてもらいたいという委員の皆さんの意見だと思いますから。その辺はしっかり対応するようにということで、よろしいですか。

小林委員。

- 委員（小林真理子君） 今、委員長にもまとめていただいたんですが、今の話の中で、この制服の補助については、そのとき、相談が来たときに検討するという受け止めでいいですか。
- 委員長（丸山国一君） 清水教育総務課長。
- 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

先ほど来のお話のとおり、実際に指定校を変更するというお話がない限りは、こちらもどうすることもできませんので、その段階で改めてまた考えて、庁内各課とも話もありますので、考えてまいりたいと思っております。

- 委員長（丸山国一君） 小林委員。

○ 委員（小林真理子君） 検討する、考えてまいりたいということなので、冒頭、私の質問に対して、補助はしませんというのはちょっと今後、その状況が現れたときに考えるということですね。

○ 委員長（丸山国一君） 清水教育総務課長。

○ 教育総務課長（清水 修君） お答えをいたします。

大変失礼いたしました。今後その状況があった場合に考えるということで、答弁のほうは変更させていただければと思います。

○ 委員長（丸山国一君） 今後そういう事案が発生し次第、しっかり検討して、そして、その部分については、委員会にある程度報告できることをしてもらいたいと思います。ほかに質疑はございますか。

（発言する者なし）

○ 委員長（丸山国一君） 第10款教育費についての質疑を打ち切ります。

（発言する者あり）

○ 委員長（丸山国一君） 訂正いたします。再度、第10款教育費についての質疑を継続いたします。

飯島委員。

○ 委員（飯島孝也君） 僕は宮光園のほうをお聞きします。

宮光園と宮光園の白蔵とかのといの修繕ということで、宮光園主屋と白蔵のといの修繕という補正予算が出ていますけれども、宮光園は修繕工事とかについては計画で行っているのか、それともその都度、必要に応じてやっているのか。まだ未完のものではないかというふうにも感じるわけですが、今回、資料を請求したところ、特に計画的なものはないということなので、その都度なのかもしれませんが、これは今後どういうふうに整備していく考えなのか、お考えを伺いたいと思います。

○ 委員長（丸山国一君） 小林生涯学習課長。

○ 生涯学習課長（小林好彦君） 飯島委員のご質問にお答えをいたします。

まず、資料請求のあった整備計画、修繕計画の資料につきましては、宮光園の整備が平成23年度に第1期工事が終了して、その後、平成28年度に第2期工事ということで、そこは計画的に工事、修繕等を行ってまいりました。その後、当時は観光担当のほうで行っておりましたが、その後、文化財担当、生涯学習課のほうに所管が替わりまして、資料請求のあった計画というようなものはございません。

したがって、今回の補正をお願いした雨どい等の修繕につきましても、これは現状、大雨が降るたびにといが飲み切れなくなって水があふれ出して外壁に当たって、結果的に建物内部まで浸透する状態というようなことで、それを解消しなければならないということで、このまま放っておくと、躯体の腐食につながってしまうということで、今回させていただくものであります。

今後につきましても、これは宮光園に限らず多くの文化財がそうなんですけれども、物が古いということで、いずれ必要な修繕が出てまいりますけれども、その時々様子、その箇所の状態に応じて予算化して取り組んでいくこととしております。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） 飯島委員。
- 委員（飯島孝也君） 文化財の性格は分かります。歴史的なものなので非常に、その都度というか、やはり損なわれるものというのがどうしても出てくるということで、修繕ということはその都度必要なのかもしれませんが、宮光園も、あと甘草屋敷もそうかもしれませんが、甲州市にとっては、利活用をしてもらおうとか、露出を高めて甲州市の誇る資源だということで戦略的な建物というか資源だと思うんですね。そういう意味で、どういうふうにつくっていくか、この価値を高めていくとか、どういうふうに多くの人たちに文化的な資源として理解してもらい、見てもらいということを前向きに考えていかなければいけないものだと思うんです。そのときに、その都度ということで考えていくのではなくて、本来であれば、いろいろな人たちに来てほしいからこそ、こういう建物であるべきだということを考えなければいけないと思うんですが、そういうお考えはないということですか。

- 委員長（丸山国一君） 小林生涯学習課長。
- 生涯学習課長（小林好彦君） お答えをいたします。

建物に関しましては、先ほど申したとおり、第2期工事の時点で大方の主要な部分の修繕は終わっております。なので、今後、計画的にどこかをやっていくということは考えておりませんが、今、委員の言葉の中にもあったように活用という部分で、今回、日本遺産の関係の予算も補正をお願いしておりますけれども、その中でも情報発信ですとかイベントの開催ということで取組を進めてまいりますので、そのような形で認知度を高めていきたい。それから、来訪者を増やしていきたいというふうに考えています。

- 委員長（丸山国一君） 予算の内容についての、しっかりその部分の質疑をしてくださ

い。

飯島委員。

- 委員（飯島孝也君） といの修繕ということに始まって、今回必要なところをやるということですが、これから先、これは要望ですが、いい意味で使ってもらうために、知ってもらうために、やはりハードもソフトも、先ほどソフトの部分で今回、ほかの予算でも計上されているようなワインの歴史を感じるようなところで、ソフトでやっていくということでしょうけれども、それはハードもソフトもある程度考えてやっていかなければいけないことだと思いますので、ぜひハード、ソフト両方合わせて、どういうふうにこれからしていくかということを考えていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。
- 委員長（丸山国一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 今お答えの中にもあったんですが、10款4項3目の文化財保護事業費の中の説明では、令和6年度に実施する事業の承認が得られたということで、資料請求したらちょっとすごい膨大な資料が出てきたんですが、どの事業が承認されたのでしょうか。
- 委員長（丸山国一君） 小林生涯学習課長。
- 生涯学習課長（小林好彦君） 小林委員のご質問にお答えをいたします。

今回補正をお願いしている部分は、文化財保護事業費の中の18節負担金、補助及び交付金ということで、この予算につきましては、牛久市と甲州市が2つの市で構成しておりますワイン文化日本遺産協議会に拠出する負担金の予算。この協議会が行う事業がここで承認された、承認されたといいますのは、協議会の総会が8月9日に開催されました、そこで今年度の事業が承認されたという形になります。

ただ、昨年度の繰越金等もありますので、事業の中で進んでいた部分もありますけれども、正式にこの協議会の事業、それから協議会の予算が確定したということで、今回補正をさせていただいたものであります。

- 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございますか。

佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） 歳入のところで、ぶどうの国文化館の使用料のところで少し質問しましたところ、歳出のほうでというふうに言われたものですので、質問しようと思ったんですが、歳出のほうには、ぶどうの国文化館を貸し出すに当たってのそうい

う設備を改修するであるとか、中のものを運搬するであるとか、そういうようなものがどこにあるのか伺いたいと思います。ないですね。

○ 委員長（丸山国一君） 小林生涯学習課長。

○ 生涯学習課長（小林好彦君） お答えをいたします。

今、委員おっしゃったとおり、予算化はしてございません。

中にあったものですとか、今回使えるようにするために、広くするために、文化財担当職員が汗を流して、自分たちで移動させていただいて、使えるようにさせていただいたところであります。

○ 委員長（丸山国一君） 佐藤委員。

○ 委員（佐藤浩美君） 大変職員の方のご苦勞を感じるところではありますが、先ほどのエアコンというのか、そういう設備ですね。使う部屋の研修室とか和室、そういうところのエアコン環境については考えるかもしれないけれども、ぶどうの国文化館も全体入ったらものすごく暑いですね。そういうところの改修といいますか、先ほどのエアコンではないですけれども、そういう費用というのはどのようにお考えか伺います。

○ 委員長（丸山国一君） 小林生涯学習課長。

○ 生涯学習課長（小林好彦君） お答えをいたします。

今回、研修室等を使えるようにするというので、そこは有料の施設になりますので、当然、快適にご利用いただくために改修は必要だと思いますけれども、ちょっとどのような方法でやるのがより効率的、安価でできるのか、それから、効果的に室内を冷やしたり温めたりということができるといことをもう一度、財政課のほうに1級建築士もおりますので、内部で検討させていただいて、その上で、あとは費用の問題、午前中もその費用のところちょっとお話がありましたけれども、そこも含める中で総合的に研究し、進めてまいりたいというふうに思います。

○ 委員長（丸山国一君） 佐藤委員。

○ 委員（佐藤浩美君） やっぱり使っていくためには、それなりのことをして、使ってもらえる場所にするということがとても大事だと思いますので、予算のこともありますけれども、ぜひよろしく、積極的にお願いします。

以上です。

○ 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

- 委員長（丸山国一君） 第10款教育費についての質疑を打ち切ります。

次に、第2表地方債補正についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

（発言する者なし）

- 委員長（丸山国一君） ないようですので、地方債補正についての質疑を打ち切ります。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

- 委員長（丸山国一君） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第60号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（丸山国一君） ご異議がないので、さよう決しました。
-

議案第61号

- 委員長（丸山国一君） 次に、議案第61号 令和6年度甲州市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑はございませんか。

（発言する者なし）

- 委員長（丸山国一君） 質疑を打ち切ります。

議案第61号についての質疑を打ち切ります。

次に、討論を行います。

（発言する者なし）

- 委員長（丸山国一君） 議案第61号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（丸山国一君） ご異議がないので、さよう決しました。
-

議案第62号

- 委員長（丸山国一君） 次に、議案第62号 令和6年度甲州市診療所事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。

小林委員。

- 委員（小林真理子君） 歳出の3款1項1目空気清浄機の購入等なんですけれども、現在の保有個数と、あと新規に2個購入ということで、新規の使い道をお願いします。

- 委員長（丸山国一君） 武藤健康増進課長。

- 健康増進課長（武藤陽子君） お答えいたします。

空気清浄機の現在の保有数ですが、1台以上ということで把握をしておりますけれども、確定した台数の把握が今この場でできませんで、大変恐縮です。

今現在使っておりますのは、簡易のものというか、一般家庭にも汎用しているようなものなんですけれども、今回この補助金を使いまして購入を検討しておりますのは、もう少しそれよりも精度の高いものでございます。多少、陰圧といいますか、清浄機能が一般家庭のものよりも医療機関用ということで、高額なものになってございます。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） 小林委員。

- 委員（小林真理子君） では、設置する場所というのはある程度想定はされているんでしょうか。

- 委員長（丸山国一君） 武藤健康増進課長。

- 健康増進課長（武藤陽子君） お答えいたします。

入って左側、今、会議室といいますか、多少応接のように使っている小部屋があるんですけれども、こちらに設置を予定してございます。

- 委員長（丸山国一君） 2台です。

- 健康増進課長（武藤陽子君） 1台はこちら。

- 委員長（丸山国一君） もう一台は。

- 健康増進課長（武藤陽子君） もう一台は先生の診察室ですね、処置室になります。

- 委員長（丸山国一君） 小林委員。

- 委員（小林真理子君） 今回、県のほうで用意していただいた補助金の対象ということで、県の上限というのは幾らなのでしょう。

- 委員長（丸山国一君） 武藤健康増進課長。

- 健康増進課長（武藤陽子君） お答えいたします。

県のほうが、今年に入りまして要綱を配布、各市町村向けにされておりますのは、10分の10以内ということで、県が持ちます補助金の中で各自治体から上がった申請の総額を考慮して補助をするというものになっております。ちなみに甲州市では、年度に入りまして申請をしましたところ、7月に内示を受けまして、申請額の満額を補助いただけるということで、10分の10頂けることになってございます。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

- 委員長（丸山国一君） 議案第62号についての質疑を打ち切ります。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

- 委員長（丸山国一君） 討論を打ち切ります。

休憩いたします。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 1時55分

- 委員長（丸山国一君） 再開いたします。

お諮りいたします。議案第62号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（丸山国一君） ご異議がないので、さよう決しました。

ここで暫時休憩いたします。再開を2時10分といたします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時10分

- 委員長（丸山国一君） 再開いたします。

議案第63号

- 委員長（丸山国一君） 次に、議案第63号 令和6年度甲州市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とし、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（発言する者なし）

- 委員長（丸山国一君） 議案第63号についての質疑を打ち切ります。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

- 委員長（丸山国一君） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第63号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（丸山国一君） ご異議がないので、さよう決しました。
-

議案第64号

- 委員長（丸山国一君） 次に、議案第64号 令和6年度甲州市居宅介護予防支援事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（発言する者なし）

- 委員長（丸山国一君） 議案第64号についての質疑を打ち切ります。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

- 委員長（丸山国一君） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第64号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（丸山国一君） ご異議がないので、さよう決しました。
-

議案第65号

- 委員長（丸山国一君） 次に、議案第65号 令和6年度甲州市水道事業会計補正予算（第1号）を議題とし、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（発言する者なし）

- 委員長（丸山国一君） 議案第65号についての質疑を打ち切ります。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

- 委員長（丸山国一君） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第65号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（丸山国一君） ご異議がないので、さよう決しました。
-

議案第66号

- 委員長（丸山国一君） 次に、議案第66号 令和6年度甲州市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とし、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（発言する者なし）

- 委員長（丸山国一君） 議案第66号についての質疑を打ち切ります。

次に、討論を行います。

討論はございますか。

（発言する者なし）

- 委員長（丸山国一君） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第66号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（丸山国一君） ご異議がないので、さよう決しました。
-

議案第67号

- 委員長（丸山国一君） 次に、議案第67号 令和6年度甲州市勝沼ぶどうの丘事業会計補正予算（第1号）を議題とし、質疑を行います。

小林委員。

- 委員（小林真理子君） 収益的収入及び支出、2ページのところの支出において、営業費用、施設経営費の中の委託料540万円減のどのような委託を減額したのかをお願いします。
- 委員長（丸山国一君） 大村ぶどうの丘支配人。
- ぶどうの丘支配人（大村山治君） お答えいたします。

委託料の減額は、夜間巡回の警備業務でございます。

- 委員長（丸山国一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） この夜間の巡回は余分だったと考えればいいですか。それとも代わりになる何かを入れたんでしょうか。
- 委員長（丸山国一君） 大村ぶどうの丘支配人。
- ぶどうの丘支配人（大村山治君） お答えいたします。

経費の確保がですね、4月当初より業務の見直しを職員の間で協議しまして、その結果、職員同士で工夫で行える業務に関しては直営でということで、夜間業務を行うというような形で協議なされまして、こちらで540万円の経費が変更という形でやらせていただいています。

以上です。

- 委員長（丸山国一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） ぶどうの丘は経費削減に大変取り組んでいて、去年も大分、職員の皆さんの努力で、令和5年度の決算も今見ているところですけども、ちょっと委託料を削減していこうという気持ちは大変素晴らしいと思うんですが、職員同士行えることはということで、身を削るようなことはやっぱりどうかと思うので、しんどいときには、民間に任せられるものは民間に任せるとか、そういうことも必要かと思うので、あまりご無理のない範囲でお願いします。
- 委員長（丸山国一君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） すみません、今のところですけども、職員が夜間巡回警備業務をすることにしたということなんだと思うんですけども、そういう場合は超過勤務手当とか、そういうことはきちんと職員に支払われるような体制になっているんでしょうか。

- 委員長（丸山国一君） 大村ぶどうの丘支配人。
 - ぶどうの丘支配人（大村山治君） お答えいたします。
手当等、そういうふうになっております。
 - 委員長（丸山国一君） 佐藤委員。
 - 委員（佐藤浩美君） 職員の方のね、今、小林委員もおっしゃいましたけれども、負担が大きくなってしまわないように、大きくなり過ぎないように、ぜひ超過勤務手当等のことはきちんとやった上でということですので、大変努力を感謝申し上げます。
以上です。
 - 委員長（丸山国一君） ほかに質疑はございませんか。よろしいでしょうか。
(発言する者なし)
 - 委員長（丸山国一君） 議案第67号についての質疑を打ち切ります。
次に、討論を行います。
討論はございませんか。
(発言する者なし)
 - 委員長（丸山国一君） 討論を打ち切ります。
お諮りいたします。議案第67号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
 - 委員長（丸山国一君） ご異議がないので、さよう決しました。
-

議案第68号

- 委員長（丸山国一君） 次に、議案第68号 令和6年度甲州市勝沼病院事業会計補正予算（第1号）を議題とし、質疑を行います。
質疑はございませんか。
(発言する者なし)
- 委員長（丸山国一君） 議案第68号についての質疑を打ち切ります。
次に、討論を行います。
討論はございませんか。
(発言する者なし)
- 委員長（丸山国一君） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第68号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（丸山国一君） ご異議がないので、さよう決しました。

それでは、以上をもって、本日の審査は終了いたしました。

ご苦労さまでした。

本日はこれをもって散会いたします。

副委員長に挨拶をお願いいたします。

- 副委員長（矢崎友規君） 皆さん、大変お疲れさまでございました。明日も引き続き委員会ございますので、よろしくお願いいたします。また、体調を崩されませんように臨んでいただけますようお願いいたします。

以上をもちまして、本日の予算決算常任委員会を閉会といたします。

〔散会 午後 2時20分〕